

(様式 2)

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）第 234 条第 2 項、地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 5 号及び横浜市契約事務委任規則第 4 条第 4 項第 2 号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和 7 年 9 月 9 日

横浜市契約事務受任者
下水道河川局長 遠藤 賢也

1 契約の概要

北部処理区北綱島第二幹線下水道付帯施設緊急設置工事
空気抜き施設（塩ビ管 φ 500）設置 3 か所

2 履行（納品）場所

港北区高田西 1 丁目 2 番 39 号地先から 7 番 41 号地先まで

3 契約日

令和 7 年 8 月 12 日

4 履行日又は履行期間

令和 8 年 3 月 31 日まで

5 契約金額

130,000,000 円（概算額）

6 契約の相手方（名称及び所在）

名 称：株式会社 本多組
代表者：代表取締役 本多 孝行
住 所：横浜市港北区新吉田町 25 番地

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

令和 7 年 7 月 10 日の大霖に伴い、下水道マンホール蓋が飛散する事故が発生しました。これは、下水道管への急激な雨水の流入に伴い発生した圧縮空気が原因と考えられます。

既に飛散したマンホール蓋の復旧は完了していますが、事故発生時と同等以上の規模で雨が降れば、同様の被害が再度発生する恐れがあります。事故の再発による市民への被害を防止するため、速やかに対策を行うべく、当該随意契約を行いました。

8 契約の相手方の選定理由

監督部署である港北土木事務所の修繕工事で契約中の事業者であり、早急な対応が可能であったため。

9 所管課

下水道河川局管路整備課